

(続紙 1)

京都大学	博士（地域研究）	氏名	Jafar SURYOMENGGOLO
論文題目	Organized Labor during the Indonesian Revolution: Workers and their Unions in Java, 1945-1948 （インドネシア革命期における労働運動—ジャワ島の労働者と労働組合（1945 年- 1948 年）—）		
（論文内容の要旨） 本論文は、インドネシア革命期である 1945 年から 1948 年におけるインドネシアの労働運動の活動と労働法制の変遷を、その社会政治的背景、特に国家との関係に注目しつつ、労働史、労働運動史、および労働法制史の観点からまとめたものである。 本論文は、序章、終章を含む 7 つの章によって構成される。付録として資料渉猟、女性労働、労働者の日常生活および華人労働運動の衰退に関する資料を収録した。ここで対象としたのは、資料が散逸し、今日アクセスできる情報が少なく、当事者も存命者が少なくなりつつあるなどの理由で、実証研究を行うことが困難と考えられているテーマである。多言語にわたる資料・文献を幅広く渉猟し、存命当事者とのインタビューを実施することによって困難の克服に努めた。 序章では、今日のインドネシアにおける活発な労働運動の直面する問題が、実は過去に何度も繰り返されてきたものであることを指摘し、なぜインドネシアの労働運動はその豊かな歴史に学ぶことができないのかと問うことによって、労働史研究の今日的意義を主張している。そして、国家の労働運動に対する対応の相違によって運動のあり方が大きく異なってきたという事実から、国家との関係に焦点を当てた労働運動研究の重要性を述べている。最後に、論文全体の概要を述べている。 第 1 章では、第 2 次世界大戦直後の東南アジア労働運動研究についての代表的研究としてヴァージニア・トムソンの 1947 年の研究を取り上げた。トムソンは、1945-1947 年の革命期におけるインドネシアの労働組合と他の「東南アジア」諸国の労働組合との比較から「政治的組合論」を提起した。そして、インドネシアの労働組合は、欧米の労働組合主義と比較すると、組合員の経済的利益の擁護機能を果たさず、独立闘争を最優先課題としており、国家の政治的道具としての労働運動であったとした。この主張を本論文の観点から批判的に検討している。 第 2 章では、独立直後、経営者が工場に復帰することができない中で、労働者がどのように工場や経営施設を日本軍の支配から奪還していったのかを明らかにしている。特に鉄道について、労働者自主管理がどのようにして行われ、また可能になったのかを、労働運動が民族主義的性格を持ちながらも、むしろ労働者の自主管理しか道がなかった事実を明らかにし、それに対する政府の対応を論じた。 第 3 章では、政府は、1946 年 2 月以降、労働者の自主管理組織を消滅させ、産業別組織への方向性をもった鉄道従業員組合を設立させようとしたが、労働者は自主管理組織をベースに自主性の強い地域別労組の連合体としての鉄道労働組合を設立した経緯を叙述している。糖業組合も同様の展開をたどった。また、ジャワ島のオランダ			

軍支配地域を中心とする華人は、地域別の労働組合の設立を進め、1948年にその連合体としての全インドネシア労働者組織連合の設立を図った。これらは植民地期の労働運動の流れとはむしろ断絶したものであり、各地域の労働者の創意工夫によるものであった。

第4章では、鉄道労組のケースを詳しく取り上げ、協同組合、賃金、米の配給などの経済問題、および軍人の無賃乗車や暴力、さらに他労組への支援活動などの、組合員の社会的な要求に基づく諸活動について論じた。これは、インドネシアの労働組合は、組合員の経済的利益の擁護機能を果たさず、独立闘争を最優先課題としてインドネシア国家の政治的道具としての労働運動であるとの先行研究を実証的に否定するものであった。

第5章は、一日7時間労働・週40時間労働などを規定し先進的といわれる1948年労働法に関し、その法案起草と提案の過程、さらに国会における審議・成立過程と、そこにおける大臣や政府担当部局とその担当者、そして左派系政党や組合の関与や各々の考えかたを詳細に述べ、その法律の意義と問題点を明らかにした。

付録では、資料が希少で研究が困難といわれる1945—1948年期の研究がどのように可能になったかなどについて述べている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、従来の定説であった、植民地および独立後のインドネシアの労働運動が民族主義などの政治課題にその活動の重点をおき、組合員の経済的要求に根ざしているわけではない、いわば政治的組合であった、とする論を真っ向から批判している。本論文は、1945－1948年の独立直後のインドネシア革命期における労働組合の具体的な活動に関する実証研究に基づいて、当時の労働組合が、独立直後、経営者が戻ることが出来ないなか労働者自主管理を行い、組合員の社会経済的要求に答え、協同組合活動、差別的賃金是正を含む賃上げ要求、現物配給要求などの経済的活動、また軍人の不法行為に対するストライキを含む集団行動、他組合に対する支援などの社会的活動を展開することによって組合員の間に強い支持を得ていたと説得的に主張した。

そして労働運動の展開が、国家との関係に強く規定されると考え、実際にこの時期のインドネシアの労働運動が国家に強く規制されてきた姿を、特に労働者自主管理に対する政府の評価がいかに関後の労働運動の展開に影響を及ぼしたのかという事実を通じて実証している。この国家と労働運動の関係という視点から見ることにより、先進的といわれた 1948 年労働法の意義と問題点を明らかにすることが出来た。

以下、本論文が明らかにした新たな知見を述べる。

第一に、インドネシア独立直後に、鉄道や精糖工場などの施設において経営者が不在である中、他に方法のない労働者は工場の自主管理を行った。地域ベースの労働者グループによる自主管理はおおよそ順調に進んだ。自主管理は、独立闘争を支えるという意気軒昂な意識に基づいて行われた。また、精糖工場では労働者に生産物が現物支給された。

第二に、このような労働者自主管理が、タン・マラカからの権力闘争において政府反対派に利用されることを恐れた政府は、サンジカリズムのレッテルを貼り、工場における基盤の弱い労働者中央組織もこれを支持したために、自主管理組織は政府によってつくられた鉄道局の指揮による一方的管理を受け入れざるを得なかった。

第三に、鉄道や糖業の労働者自主管理組織は、政府の管理回復後、地域単位の労働組合になり、その後形成された鉄道労組や糖業労組は地域組織の連合体であった。このような地域組織の連合体は 1948 年に結成された華人中心の全インドネシア労働者組織連合も同様であった。

第四に、鉄道労組は、協同組合、賃上げ、米の配給などの組合員の経済的要求や、軍人の無賃乗車と暴力への抗議、他労組への支援などの組合員の公正・社会的要求にもとづく活動を行い、これらが組合員の組合に対する信頼の基礎になった。これは、インドネシア独立後の組合が、独立闘争を優先し、組合員の経済的要求にこたえず、政府の政治的道具であったとする旧説の政治的組合論を実証的に否定するものである。

第五に、先進的といわれる 1948 年労働法が、政府による労働者の保護法となった経

緯を明らかにした。すなわち、その法案の起草や審議過程においては、労働者の諸権利の積極的認定や、経営参加のための労働者代表の規定、あるいは、労働組合の権利を規定する集団的労働関係法などに関する提案があった。しかし、成立した法律は、植民地期労働法の民族間の差別的な規定は一掃したものの、ハッタ政権のサンジカリズムに対する恐れもあって、「労働者の権利意識は弱いので政府が労働者を保護する」と説明され、国家権力にも対抗しうる労働者の権利ということばはほとんど用いられず、労働組合の規定や経営参加も取り入れられなかったのであった。

これまで資料の散逸を理由に実証研究がほとんどなされてこなかった本研究領域における、以上の新たな知見の学問的貢献は明確である。そして、本論文や本論文執筆過程で筆者が国際ジャーナルに投稿し掲載された論文は、インドネシアのこの時期の労働史研究を塗り替えていると言って過言ではない。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成 22 年 1 月 18 日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。